

ID: 146

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市農村婦人の家条例施行規則 第6条第2項		
例 規 番 号	平成17年規則第116号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第6条 長門市使用料徴収条例(平成17年長門市条例第63号)第4条の規定により減額し、又は免除する範囲は、次のとおりとする。 事由 減免の率 (1) 市が主催又は共催で使用する時。100% 入場料その他これに類する金額を徴収する場合の使用料は定額とする。 10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 (2) 農業協同組合が主催又は共催で行う行事に使用する時。 (3) 市内に居住する農村婦人、高齢者又はそれらが組織する団体が条例第3条に定める事業のため使用する時。 (4) 市以外の官公庁が使用する時。 50% (5) 市が後援して使用する時。 (6) その他市長が特に必要と認めたとき。 市長が定める額 2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第3条に定める申請書に必要事項を記入し、市長の承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日